

## 第 21 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 10 月 29 日（水）9：30～10：20

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

### 1 出席委員

#### 【農業委員】(13名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	4 番 高 橋 伸 幸	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	10 番 川 神 昌 暢	11 番 河 上 昭 二
12 番 青 葉 真	15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀	18 番 玉 田 一
19 番 南 谷 勇			

#### 【農地利用最適化推進委員】(14名)

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	3 番 河 西 堅
4 番 小松原 常 雄	5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	10 番 大 谷 数 義
11 番 長 野 昭 三	12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延	15 番 河 崎 健
16 番 野 村 明 治	19 番 大 森 一 利		

### 2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、岡本健治、豊田知世、岩谷淳志、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】領家 悟、永見 孔、田村邦麿、串崎美之

### 3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長

【しまね農業振興公社】植本相談員

### 4 次 第

#### (1)開会

(2)報告 農用地利用集積等促進計画について (1 件)

(3)議案 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 件)

議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (3 件)

議第 4 号 転用統制外証明願について (非農地証明) (7 件)

### 5 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番 大崎委員、5番 岡本委員、9番 豊田委員、14番 岩谷委員、17番 柿元委員、以上5名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、現在13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、7番 領家委員、8番 永見委員、14番 田村委員、18番 串崎委員、以上4名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第21回浜田市農業委員会総会を開催いたします。続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。2番：佐々木委員、6番：原田委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画について、事務局の説明をお願いいたします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。「報告」とあります、促進計画の認可の一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、1件、1筆、394㎡」となっております。今回は、「令和7年9月30日」に公告された案件になります。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、議案に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請は、3件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>「18号」について説明します。場所は、国府小学校から約400m南の下府町3町内です。申請は、畑1筆、371㎡です。譲受事由として、自宅から近い農地を取得する、とされ、有償による所有権移転で、農薬の使用等については、配慮する。異議申立があれば、話し合いのうえ、対応する、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p>

	<p>す。</p> <p>「19号」について説明します。場所は、木田まちづくりセンターから約1,400m北西の旭町山ノ内です。申請は、畑2筆、合計面積13,714㎡で、有償での所有権移転で、譲受事由として、周辺の農地を耕作していることから取得するものです。被害防止対策としても、周辺の農地を耕作していることから、申請地を耕作することに問題はない、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「20号」について説明します。場所は、木田まちづくりセンターから約1,400m北西の旭町山ノ内です。申請は、畑2筆、合計面積13,431㎡で、有償での所有権移転で、譲受事由として、周辺の農地を耕作していることから取得するものです。被害防止対策としても、周辺の農地を耕作していることから、申請地を耕作することに問題はない、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「21号」については、今月は取り下げとなりました。来月以降再度提案予定とさせていただきます。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「18号」につきまして、「1番 河野委員 または 近重委員」をお願いします。</p>
近重委員	<p>先般、事務局・農業委員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、問題はないかと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「19号」「20号」につきまして、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>10月9日に両委員さんに現地を確認していただきました。隣接する4筆の所有権移転ということですが、令和4年以降耕作はされていない状況でしたが、今後は、近くの農地を耕作しておられる、二つの法人さんが、それぞれ所有されることになるという案件です。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第2号 農地法第4条</p>

	<p>の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「10号」について説明します。場所は、JR三保三隅駅から約110m北東の、西河内駅前町内です。申請は、田、341㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、令和6年に相続により承継した土地ですが、亡き父が近隣の医療機関の駐車場として貸していたということで、不動産の場所を調査したところ、地目が農地であったことが判明したものです。被害防止対策等につきましては、申請地に砂利を敷き詰め隣接地に土砂が流れないようにしている。雨水については道路側側溝に流すので周囲への影響はない。これらの措置により周辺への被害のおそれはないと思われるが、問題が生じた場合には当事者間で話し合いし責任を持ってこれに対応する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可であり、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断いたしました。</p> <p>「11号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約230m南西の、田橋町中町内です。申請は、畑2筆、合計面積239㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、平成年月日不詳から当時の所有者が耕作を放棄されていました。令和2年に当該地を取得しましたが、山林原野の状況でしたが、公共の道路に隣接しているため通行車両等に迷惑が掛からないように草刈り等を行っておりました。地域で使う農機具倉庫があるため利用するために駐車場・進入路として利用しているという状況です。被害防止対策等につきましては、土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、被害防除対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任を持ってこれを対処する、と申請されています。許可の判断は、農地法第4条第6項の地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「10号」につきまして、「18番 玉田委員」をお願いします。</p>
玉田委員	<p>10月9日に現地を確認しました。駐車場として利用・管理しておられる状況です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「11号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」補足説明をお願いします。</p>

佐々木委員	10月9日に農業委員・事務局で現地を確認しました。問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願ひします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願ひします。</p>
委 員	～挙手 全員～
委 員	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は3件です。事務局の説明をお願ひします。
事務局	<p>「14号」について説明します。場所は、国道9号石見三隅ICから約225m南西の三隅森溝上町内です。申請は、田、905㎡で、転用目的は、太陽光発電設備の設置で、有償での所有権移転です。被害防止対策等につきましては、土地の造成等を行わず、最低限の除草等のみを行い利用するので、周辺の農地に影響はない。雨水は既存の水路を利用し、排水するので周囲への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断いたしました。</p> <p>「16号」について説明します。場所は、国府小学校から約600m北東の国分町唐鐘9町内です。申請は、畑、面積376㎡で、個人住宅の建築で、有償による所有権移転で、資金証明として、融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、住宅団地内にある平坦地であり周辺農地への影響はない。生活排水は既設の公共下水道へ放流するので周辺環境への影響はない。万一異議被害が発生した場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可で、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しております。</p> <p>「17号」について説明します。場所は、浜田東中学校から約750m北の下府町5町内です。申請は、畑2筆、合計面積1,237㎡で、転用目的は、太陽光発電設備の設置で、有償での所有権移転で、資金証明として、残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、土地の造成等を行わず、</p>

	<p>最低限の除草等のみを行い利用するので、周辺の農地に影響はない。雨水は既存の水路を利用し、排水するので周囲への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しております。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「14号」につきまして、「18番 玉田委員」をお願いします。</p>
玉田委員	<p>先般、農業委員・事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「16号」「17号」につきまして、「1番 河野委員 または 近重委員」補足説明をお願いします。</p>
河野委員	<p>事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
道下委員	<p>「14号」につきまして、太陽光設備に関して、参考となる資料があれば配布していただければと思います。</p>
事務局	<p>来月、配布できるようにしたいと思います。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第4号転用統制外証明願（非農地証明願）は7件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>「24号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約240m南西の、田橋町中町内です。申請は、畑・田2筆、合計面積724㎡で、平成年月日不詳から耕作放棄、現況：原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「25号」について説明します。場所は、波佐まちづくりセンターから約200</p>

m北北西の菅沢町内です。非農地証明の対象農地は、田畑 8 筆、合計面積 1,706 m<sup>2</sup>で、年月日不詳から耕作放棄、現況：原野境内地山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。

「26 号」について説明します。場所は、浜田商業高校から約 1,150m 東北東の内田町上町内です。非農地証明の対象農地は、畑 3 筆、合計面積 4,051 m<sup>2</sup>で、年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。

「27 号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター細谷分館から約 1,350m 南西の三階町 4 町内です。非農地証明の対象農地は、田 2 筆、合計面積 654 m<sup>2</sup>で、年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。

「28 号」について説明します。場所は、浜田商業高校から約 1,150m 東北東の原井町 1 町内です。非農地証明の対象農地は、田・畑 12 筆、合計面積 6,179 m<sup>2</sup>で、年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。

「29 号」について説明します。場所は、浜田商業高校から約 1,500m 北東の原井町 1 町内です。非農地証明の対象農地は、田 2 筆、合計面積 518 m<sup>2</sup>で、年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。

「30 号」について説明します。場所は、浜田商業高校から約 1,150m 東北東の原井町 1 町内です。非農地証明の対象農地は、畑 2 筆、合計面積 333 m<sup>2</sup>で、年月日不詳から耕作放棄、現況：公衆用道路と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。

事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。

議 長

続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「24 号」につきまして、「2 番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。

佐々木委員	写真のような現況で、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議 長	「25号」につきまして、「15番 藤若委員 または 河崎委員」お願いします。
藤若委員	事務局の説明のとおり、相当以前から現況のような状況のようです。よろしくお願いします。
議 長	「26号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」お願いします。
永見委員	10月9日に事務局・委員で現地を確認しました。写真のように現況は山林でした。よろしくお願いします。
議 長	「27号から30号」につきまして、「11番 河上委員 または 長野委員」お願いします。
長野委員	「30号」は、市道、それ以外は、山林状態でした。よろしくお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	「30号」について、現況は市道ということですが、今後はどうなる予定なのでしょうか。
事務局	まず、地目を変えていただき、それから、地権者との協議になりますが、市への寄附の方向で進めると聞いております。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認といたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 その他、ないようですので、第21回総会を終了します。

終了 午前10時20分